

傍聴を希望される方へ

傍聴は、岐阜市都市計画審議会の運営に関する要綱に基づき審議会に諮りますので、事務局の指示があつてからご入室ください。

案件によっては、非公開となる場合があります。その場合は、傍聴が認められませんのでご了承ください。

傍聴人の方には、次の事項を守っていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。（岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領第4項第8号）

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
- イ 会議中は、発言しないこと。
- ウ のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他のことにより公然と賛否を表明しないこと。
- オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に会長等の許可を得た場合を除く。）。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為をしないこと。

以上の項目について、守っていただけない場合は、会長等の判断により、退席を願うことがあります。

なお、採決時には、退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

岐阜市都市計画審議会事務局